



栃木県公報

令和3(2021)年
10月29日(金)
第250号

目 次

規 則	
○栃木県県税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定……………	967
告 示	
○鳥獣保護区の存続期間の更新……………	967
○特別保護地区の指定……………	976
○特定猟具使用禁止区域の指定……………	978
○道路の区域の変更……………	985
○道路の供用開始……………	987

規 則

栃木県規則第四十九号

栃木県県税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和三年十月二十九日

栃木県知事 福田 富一

栃木県県税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

栃木県県税条例等の一部を改正する条例（令和二年栃木県条例第三十五号）附則第一条第一項第三号に掲げる規定の施行期日は、令和四年四月一日とする。

（税務課）

告 示

栃木県告示第543号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和3(2021)年10月29日

栃木県知事 福田 富一

鳥獣保護区の名 称	鳥 獣 保 護 区 の 区 域 及 び 面 積	鳥獣保護区の 存 続 期 間	鳥 獣 保 護 区 の 保 護 に 関 する 指 針
行 道 山 鳥 獣 保 護 区	1 区域 足利市月谷町地内市道行道山通りと県道松田・大月線との交点を起点とし、同所から同県道を南東に進み県道足利環状線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み市道両崖通りとの交点に至り、同所から同市道を北西に進み本	令 和 3 (2021)年11 月1日から令 和13(2031) 年10月31日ま で	1 県指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地 2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、足利市中央部から北部に広がる低山地帯に位置し、足利県立自然公園を中心とする区域である。 区域内にはシラカシ、コナラ、ミズナラなどからなる広葉樹林やス

城1丁目1601番地と同1604番地との間の小道との交点に至り、同所から同小道を南西に進み小道の終点に至り、同所から沢を南西に進み両崖山山頂の御嶽山社務所に至り、同所からハイキングコースを南西に進み市道西宮町6号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道西宮通りとの交点に至り、同所から同市道を南進し県道足利環状線との交点に至り、同所から同県道を西進し市道通7丁目5号線との交点に至り、同所から同市道を西進し更に南西に進み県道桐生・岩舟線との交点に至り、同所から同県道を西進し市道今福町16号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道今福町25号線との交点に至り、同所から同市道を北進し更に北西に進み市道今福西通りとの交点に至り、同所から同市道を南進し市道今福町38号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道三重小俣通りとの交点に至り、同所から同市道を西進し市道金丸五十部通りとの交点に至り、同所から同市道を北進し市道五十部東山通りとの交点に至り、同所から同市道を北進し市道金丸五十部通りとの交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道山下五十部通りとの交点に至り、同所から同市道を西進し市道内郷通りとの交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道五十部町27号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み蓮岱寺川との交点に至り、同所から同河川を西進し同河川に注ぐ市立西中学校校舎敷地と同中学校グラウンドとの間を流れる坂西用水路との交点に至り、同所か

ぎ、ヒノキ、アカマツなどからなる針葉樹林及びそれらの林層がモザイク状に広がる針広混交林が見られ、このような自然環境を反映して、森林性の鳥類としてシジュウカラ、メジロ、ルリビタキなど、獣類としてキツネ、タヌキや国の特別天然記念物に指定されているニホンカモシカなど、多様な鳥獣が生息している。また、栃木県版レッドデータブックに掲載されているアオバズク（絶滅危惧Ⅱ類）やオオタカ（準絶滅危惧）など希少種の生息も確認されている。

このように、当地域は野生鳥獣の生息地に適しており、野生鳥獣の保護と生息環境の保全を図るため、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。

3 管理方針

- (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じて設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。
- (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。

ら同用水路を北進し市道山下町30号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道山下町35号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道山下五十部通りとの交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道山下町41号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道山下町54号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道山下町84号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道山下町81号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道山下町79号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道山下入沢通りとの交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道山下町88号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道山下町66号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道山下町90号線との交点に至り、同所から同市道を西進し白山神社に至り、同所から同神社敷地外周の小道を西進し更に南進し市道山下町92号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道山下町93号線との交点に至り、同所から同市道を北進し山下公園管理事務所北側の駐車場の大前町と山下町との町境に至り、同所から同町境を北東に進みつつじヶ丘カントリー倶楽部との敷地境との交点に至り、同所から同敷地境を北東に進み更に北西に進み板倉町1622番地先で足利県立自然公園普通地域の区域との交点に至り、同所から同区域を時計回りに進み市道行道山通りに至り、同所から同市道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

2 面積

	1,820ヘクタール		
宇都宮水道山鳥獣保護区	<p>1 区域 宇都宮市野沢町地内の一般国道119号（日光街道）と市道1129号線との交点を起点とし、同所から同市道を東進し市道542号線との交点に至り、同所から市道から市道6466号線を南進し、市道4822号線との交点に至り、同市道を東進し市道536号線との交点に至り、同市道を南進し市道537号線との交点に至り、同市道を南西に進み市道4826号線との交点に至り、同市道を南西に進み市道3477号線との交点に至り、同市道を西進し市道6466号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道藤原・宇都宮線との交点に至り、同所から同県道を南進し市道21号線との交点に至り、同所から同市道を西進し一般国道119号（日光街道）との交点に至り、同所から同一般国道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 1,050ヘクタール</p>	令和3 (2021)年11月1日から令和13(2031)年10月31日まで	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、宇都宮市にある戸祭山を中心とする標高約130メートルから180メートルの丘陵地帯である。ケヤキ、カシからなる広葉樹林、スギ、ヒノキからなる針葉樹林、針広混交林など、林相の変化に富む地域であることから、コガラ、メジロなどの疎林林縁性から森林性の鳥類やキツネ、タヌキ、ニホンリスなどの中小型の獣類が生息している。また、区域の東部には一級河川田川が流れていることから、セキレイ類などの水辺性の鳥類も見られる。 このように、当地域は野生鳥獣の生息地に適しており、野生鳥獣の保護と生息環境の保全を図るため、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針 (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じて設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。 (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
富屋小学校鳥獣保護区	<p>1 区域 宇都宮市徳次郎町126番地と同127番地並びに同157番地との境界を起点とし、同所から同所に接する用水堀道を東進し金井水堀取入口に至り、同所から同水堀を南東に約150メートル進み南方に通じる山道との交点に至り、同所から同山道を南進し富屋小学校に通じる山道との交点に至り、同所から同小学校に通じる山道を西進し同小学校道に至り、同所から同小学校道を西進しさらに北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積</p>	令和3 (2021)年11月1日から令和13(2031)年10月31日まで	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、宇都宮市の市街地北部に位置し、富屋小学校に隣接する丘陵地帯である。スギ、クヌギ、エゴノキからなる樹林帯には、ウグイス、エナガ、コガラなどの野鳥が生息している。 今後とも、身近な自然とのふれあいの場として活用するためにも、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針 (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じて設置</p>

	5ヘクタール		<p>を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
大内東小学校 鳥獣保護区	<p>1 区域 真岡市飯貝字梵鳥地内県道真岡・鳥山線と赤堀川及び市道3320号線の交点を起点とし、同所から同農道を東進し市道3338号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市之堀用水堀との交点に至り、同所から同用水堀を南西に進み赤堀川との交点に至り、同所から同河川を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 9ヘクタール</p>	令和3 (2021)年11 月1日から令 和13(2031) 年10月31日ま で	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、真岡市の北東部に位置し、大内東小学校の学校林を含む区域である。コナラ、クヌギ、アカマツからなる学校林には、メジロやシジュウカラなどの野鳥を始め多様な動植物が生息、生育しているため、自然観察の場としても活用されている。 今後とも、身近な自然とのふれあいの場として活用するためにも、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針 (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じて設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。 (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
さくら南小学校 鳥獣保護区	<p>1 区域 さくら市氏家1061番地の3のさくら市立南小学校の敷地一円の区域</p> <p>2 面積 4ヘクタール</p>	令和3 (2021)年11 月1日から令 和13(2031) 年10月31日ま で	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、さくら市の南西部に位置する南小学校の敷地全域である。学校内にはアカマツ、コナラ、クヌギを中心とする学校林や野鳥の好む食餌木からなる良好な緑地環境が形成されているため、シジュウカラ、ウグイスを始めとする多様な鳥類が生息している。 今後とも、身近な自然とのふれあいの場として活用するためにも、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針 (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに</p>

			<p>制札の点検及び必要に応じて設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
<p>烏ヶ森 鳥獣保護区</p>	<p>1 区域 那須塩原市西原町地内の一般国道4号と一般国道400号との交点を起点とし、同所から同国道4号を南西に進み市道加治屋堀線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道三区町128号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道たて道線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道南赤田・四区町153号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み一般国道400号との交点に至り、同所から同国道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 193ヘクタール</p>	<p>令和3 (2021)年11月1日から令和13(2031)年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 那珂川、箒川、熊川などの河川によって作られた広大な那須野が原扇状地北西部に位置する烏ヶ森公園を中心とした区域である。小高い丘陵となったこの公園内には、日本庭園、全国県木園などが整備され丘の上からは那須野が原を一望できるなど、四季折々の自然が楽しめる。区域の東側、西側には日本三大疏水の一つである那須疏水の第三分水、第四分水がそれぞれ流れており、赤松林の自然の中を流れる疏水は、現在も昔の面影を残している。また、烏ヶ森公園にはキジバト、ヒヨドリ、オナガ、ホオジロ、シジュウカラなどの野鳥が生息している。今後とも、身近な自然とのふれあいの場として活用するため、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じて設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
<p>八溝 県民休養公園 鳥獣保護区</p>	<p>1 区域 さくら市鹿子畑地内一般国道293号と主要地方道那須烏山矢板線との交点を起点とし、同所から同県道を南東に進み那須烏山市道上川井下川井線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み更に南東に進み農道下川井上線に至り、同所から同農道を南東に</p>	<p>令和3 (2021)年11月1日から令和13(2031)年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 八溝県民休養公園鳥獣保護区は、那須烏山市の北西部及びさくら市の東端に位置し、江川及び荒川に囲まれた低山帯と川沿いに広がる農耕地からなる。区域の大部分を占める低山帯は、クヌギやコナラを中心とした落葉広葉樹林と、スギやヒノキか</p>

	<p>進み主要地方道那須烏山矢板線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み一般県道小川大金停車場線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み一般県道熊田喜連川線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み那須烏山市とさくら市との行政界に至り、同所から同行政界を北東に進み那須烏山市三箇と同市上川井との境に至り、同所から同境を北進し林道上川井線に至る山道との交点に至り、同所から同山道を北東に進み林道上川井線との交点に至り、同所から同林道を北進し一般国道293号に至る農道との交点に至り、同所から同農道を北西に進み一般国道293号との交点に至り、同所から同国道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 911ヘクタール</p>		<p>らなる針葉樹林から形成され、数多くの多様な鳥獣が生息している。</p> <p>特に、当該鳥獣保護区内には八溝県民休養公園があり、丘陵の緑をそのまま活かした四季の変化に富む自然豊かなこの公園は、落葉広葉樹林のほか、牧草地、低木林からなり、多種多様な鳥獣の良好な生息地となっている。</p> <p>このため、当地域は野生鳥獣の生息地に適しており、野生鳥獣の保護と生息環境の保全を図るため、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じて設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
<p>栃木市大柿コミュニティセンター鳥獣保護区</p>	<p>1 区域 栃木市都賀町大柿地内の市道1009号線と市道1013号線の交点を起点とし、同所から龍興寺の参道を北進し同寺南西の入口に至り、同所から同寺敷地に沿って北進し更に東進し更に南東に進み大柿コミュニティセンター北側の墓地に通ずる小道に至り、同所から同小道を東進し更に南進し同センター入口に通じる道路との接点に至り、同所から同道路を南進し市道1009号線との交点に至り、同所から同市道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 2ヘクタール</p>	<p>令和3(2021)年11月1日から令和13(2031)年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、栃木市北部に位置し、谷倉山と大倉山の山裾に面した区域である。スギやヒノキからなる針葉樹林、ブナやサクラなどからなる広葉樹林が生育し、ハクセキレイやホオジロなどの鳥類やタヌキ、キツネなどの獣類も見られる。区域内の龍興寺や大柿コミュニティセンターには、多くの地域住民が訪れることから、身近に自然に親しむことができる場所となっている。</p> <p>今後とも、身近な自然とのふれあいの場として活用するため、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じて設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p>

			(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。
龍城公園 鳥獣保護区	<p>1 区域 大田原市城山地区主要地方道大田原芦野線と市道城山202号線との交点を起点とし、同所から同県道を北東に進み一級河川蛇尾川の河川区域界との交点に至り、同所から同区域界を南進し蛇尾川緑地公園堤防に至り、同所から同堤防を南進し市道城山210号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み河川区域界との交点に至り、同所から同区域界を北西に進み市道城山209号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道城山202号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 11ヘクタール</p>	令和3 (2021)年11 月1日から令 和13(2031) 年10月31日 まで	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 大田原市の蛇尾川西岸、標高約220メートルに位置する市史跡大田原城址を有する龍城公園と、隣接の蛇尾川緑地公園を中心とする区域である。前者は市街地に残された緑豊かな丘陵であり那須連山を一望出来る。後者は様々な野外スポーツを楽しめる施設であり多くの市民の憩いの場となっている。 特に、龍城公園には、ヒヨドリ、ムクドリを始めとする身近な鳥類が生息している。 今後とも、身近な自然とのふれあいの場として活用するためにも、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じて設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
宇都宮市 農林公園 鳥獣保護区	<p>1 区域 宇都宮市新里町地内宇都宮市農林公園の敷地一円の区域</p> <p>2 面積 46ヘクタール</p>	令和3 (2021)年11 月1日から令 和13(2031) 年10月31日 まで	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、宇都宮市北部に位置する宇都宮市農林公園の敷地全域である。園内にはコナラを中心とした広葉樹林のほか、アカマツ、シラカシ、クヌギなどの樹木が点在する。メジロ、ホオジロを始めとする多様な鳥類が見られるため、野鳥の観察場所としても親しまれている。 今後とも、身近な自然とのふれあいの場として活用するため、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p>

			<p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じて設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
平成こどもの森 鳥獣保護区	<p>1 区域 宇都宮市篠井地内平成こどもの森の敷地一円の区域</p> <p>2 面積 22ヘクタール</p>	<p>令和3 (2021)年11 月1日から令 和13(2031) 年10月31日ま で</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、宇都宮市北部に位置する平成こどもの森公園の敷地全域である。園内にはコナラ、クヌギの広葉樹を中心に、スギ、ヒノキの針葉樹林やヤマザクラ、エゴノキ、アカマツなどの自然林からなる緑地環境が形成され、多様な野生鳥獣の生息適地となっている。また、園内の宇都宮市冒険活動センターは、自然と親しみながら野外活動を体験することができる場所として、多くの地域住民に利用されている。</p> <p>今後とも、身近な自然とのふれあいの場として活用するためにも、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じて設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
医王寺 鳥獣保護区	<p>1 区域 鹿沼市北半田地内県道深程楡木線と市道0201号線との交点を起点とし、同所から同市道を北進し市道M002号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み鹿沼72カントリークラブの敷地界との交点に至り、同敷地界を南東に進み市道キ747号線との交点に</p>	<p>令和3 (2021)年11 月1日から令 和13(2031) 年10月31日ま で</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 医王寺鳥獣保護区は、鹿沼市南部に位置する医王寺の境内を含む丘陵地である。コナラをはじめとする広葉樹とスギ、ヒノキ等の針葉樹による混交林が良好に保全されており、地域住民の憩いの場となっている。コゲラ、カッコウ等市街地でよく見</p>

	<p>至り、同所から同市道を南進し市道キ015号線との交点に至り、同所から同市道を南進し県道深程楡木線との交点に至り、同所から同県道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 9ヘクタール</p>		<p>られる鳥類やキツネ、タヌキ等の獣類が生息している。</p> <p>今後とも身近な自然とのふれあいの場として活用するためにも、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じて設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
<p>江川小学校 鳥獣保護区</p>	<p>1 区域 那須烏山市志鳥地内市道下川井柏崎線と市道熊田柏崎線との交点を起点とし、同所から市道熊田柏崎線を南進し市道下川井熊田線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道下川井1号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み主要地方道那須烏山矢板線との交点に至り、同所から同県道を北西に進みさらに北東に進み市道下川井柏崎線との交点に至り、同所から同市道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 135ヘクタール</p>	<p>令和3 (2021)年11 月1日から令 和13(2031) 年10月31日 まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 江川小学校鳥獣保護区は、那須烏山市の北西部中央に位置し、西端に那須烏山市立江川小学校を有する。江川及び岩川に挟まれた丘陵と、江川の両側に広がる農作地帯からなる地域で、低山帯の森林や人里で見られるメジロ、ムクドリを始めとする多様な鳥類が生息している。</p> <p>今後とも、身近な自然とのふれあいの場として活用するためにも、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じて設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>

栃木県告示第544号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により特別保護地区を指定するので、同条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和3(2021)年10月29日

栃木県知事 福田 富一

特別保護地区の 名 称	特 別 保 護 地 区 の 区 域 及 び 面 積	特別保護地区 の 存 続 期 間	特 別 保 護 地 区 の 保 護 に 関 す る 指 針
<p>行 道 山 特 別 保 護 地 区</p>	<p>1 区域 足利市月谷町字菅沢1579番地全 域</p> <p>2 面積 15ヘクタール</p>	<p>令 和 3 (2021)年11 月1日から令 和13(2031) 年10月31日ま で</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地(行道山鳥獣 保護区)</p> <p>2 特別保護地区の指定目的 行道山鳥獣保護区は、足利市 中央部から北部に広がる低山地 帯に位置し、足利県立自然公園 を中心とする区域である。区域 内にはシラカシ、コナラ、フモ トミズナラなどからなる広葉樹 林とスギ、ヒノキ、アカマツな どからなる針葉樹林の林相がモ ザイク状に形成され、このよう な自然環境を反映して、森林性 の鳥類としてシジュウカラ、メ ジロ、ルリビタキなど、獣類と してキツネ、タヌキや国の特別 天然記念物に指定されているニ ホンカモシカなど多様な鳥獣が 生息している。また、栃木県版 レッドリストに掲載されている アオバズク(絶滅危惧Ⅱ類)や オオタカ(準絶滅危惧)など希 少種の生息も確認されている。</p> <p>当該鳥獣保護区の中でも、特 に行道山浄因寺の敷地内では、 コナラ、フモトミズナラなどの 天然の広葉樹林や樹齢が100年 を超えるスギの境内林が良好に 保全されているとともに、岩壁 が露出する急峻な地形や沢も見 られ、このように変化に富んだ 自然環境がオオタカ、フクロウ などの多様な森林性鳥獣にとっ て良好な生息場所となっている。</p> <p>このため、当該区域は行道山 鳥獣保護区の中でも特に保護を 図る必要がある区域と認められ ることから、鳥獣の保護及び管 理並びに狩猟の適正化に関する 法律第29条第1項の規定による 特別保護地区に指定し、当該地 域に生息する鳥獣及びその生息</p>

地の保護を図るものである。

3 管理方針

- (1) 特別保護地区の指定後、速やかに制札の点検、必要に応じて設置を行い、随時、密猟防止のための見回りを実施する。
- (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。

栃木県告示第545号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和3(2021)年10月29日

栃木県知事 福田 富一

特定猟具使用禁止区域の名称	特定猟具使用禁止区域の区域及び面積	特定猟具使用禁止区域の存続期間	鳥獣の捕獲等の禁止に係る特定猟具の種類
山内特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 芳賀郡茂木町大字山内地内県道芳賀・茂木線と町道宿・長倉線との交点を起点とし、同所から同町道を東進し町道宿・国神線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み町道門庭・小深線との交点に至り、同所から同町道を北進し県道山内・牧野線との交点に至り、同所から同県道を東進し農道鼓石線との交点に至り、同所から同農道を東進し県道山内・上境線との交点に至りさらに東進し栃木県と茨城県の行政界との交点に至り、同所から同行政界を南進し一般国道123号との交点に至り、同所から同一般国道を西進し県道芳賀・茂木線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 228ヘクタール</p>	令和3(2021)年11月1日から令和13(2031)年10月31日まで	銃器
蓼沼特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 河内郡上三川町大字東汗地内県道雀宮・真岡線と一級河川鬼怒川右岸の堤防との交点を起点とし、同所から同一般県道を東進し鬼怒川左岸の堤防との交点に至り、同所から同堤防上を南進し町道2-45号線との交点に至り、同所から同町道を西進し鬼怒川右岸の堤防との交点に至り、同所から同堤防上を北進し起点に至る線に囲まれた一円</p>	令和3(2021)年11月1日から令和13(2031)年10月31日まで	銃器

	<p>の区域</p> <p>2 面積</p> <p>141ヘクタール</p>		
<p>益子 カントリークラブ 特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>1 区域</p> <p>芳賀郡益子町大字下大羽地内県道宇都宮・笠間線と町道405号線との交点を起点とし、同所から同県道を東進し町道29号線との交点に至り、同所から同町道を南進し根本中寺入口にて益子カントリークラブと民有地との境界に至り、同所から同境界を南西に進み町道161号線南端に至り、同所から同町道南端から続く林道を南進し町道216号線との交点に至り、同所から同町道を西進し県道益子公園線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み町道31号線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み町道30号線との交点に至り、同所から同町道を北進し町道405号線との交点に至り、同所から北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積</p> <p>323ヘクタール</p>	<p>令和3 (2021)年11 月1日から令 和13(2031) 年10月31日ま で</p>	<p>銃 器</p>
<p>新宇都宮 カントリークラブ 特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>1 区域</p> <p>芳賀郡市貝町大字塩田地内県道宇都宮・向田線と町道塩田西ノ入線との交点を起点とし、同所から同町道を南進し町道塩田大谷津線との交点に至り、同所から同農道を東進し町道塩田続谷線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み町道鶴田山谷線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道塩田続谷線との交点に至り、同町道を西進し塩田パイロット作業道との交点に至り、同作業道を西進し市貝町大字塩田字長崎199-2番地において新宇都宮カントリークラブと民有地との境界に至り、同所から同境界を西進し大谷津パイロット作業道との交点に至り、同所から同作業道を南西に進み町道塩田大谷津線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み県道杉山・石末線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み町道大谷津曲畑線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み那須烏山市道田野倉曲畑線に至り、同所から同市道を北西に進み那須烏山市大字曲畑22-1番地に至る農道との接点に至り、同所から同農道を北東に進み新宇都宮カントリークラブと民有地の境界との交点に至り、同所から同境界を北東に進み県道宇都宮・向田線との交点に至り、同所から同県道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積</p> <p>203ヘクタール</p>	<p>令和3 (2021)年11 月1日から令 和13(2031) 年10月31日ま で</p>	<p>銃 器</p>

上五月 特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域 鹿沼市入粟野地内県道草久粟野線と平成29年樹立渡良瀬森林計画区鹿沼市粟野地区41林班と42林班の境界線との交点を起点とし、同所から同県道を270メートル北進し同34林班と35林班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し同35林班ア準林班とイ準林班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同県道との交点に至り、同所から同県道を650メートル北進し同35林班と36林班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し同41林班ア準林班とイ準林班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同41林班と42林班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 85ヘクタール</p>	令和3 (2021)年11 月1日から令 和13(2031) 年10月31日ま で	銃 器
湯西川 特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域 日光市湯西川地内市道湯畑沢口線と赤沢との交点(平成橋)を起点とし、同所から同市道を東進し市道湯西川線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み須沢との交点(須沢橋)に至り、同所から同沢を南進し通称栃窪を経て前沢峠に至り、同所から同峠に接する小赤沢を北西に進み赤沢との合流点に至り、同所から同沢を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 29ヘクタール</p>	令和3 (2021)年11 月1日から令 和13(2031) 年10月31日ま で	銃 器
藤原 特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域 日光市藤原地内一般国道121号と県道藤原塩原線との交点を起点とし、同一般国道を南東に進み五龍王神社参道との交点に至り、同所から同参道を南西に進み五龍王神社を経て鬼怒川左岸に至り、同所から同河川左岸を約200メートル下り通称下田向沢との合流点に至り、同所から同沢を南西に進み丸山山頂に至り、同所から同山頂北西に派生する丸山尾根を下り指令ヶ岳を経て龍王峡向山山頂に至り、更に西進し大綱山山頂に至り、更に北進し逆川林道との交点(逆川橋)に至り、同所から同林道を北東に進み市道逆川線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み一般国道121号(旧道)との交点に至り、同所から同一般国道を南東に進み一般国道121号との交点に至り、同所から同一般国道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 240ヘクタール</p>	令和3 (2021)年11 月1日から令 和13(2031) 年10月31日ま で	銃 器

<p>上の平 特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>1 区域 日光市足尾町地内一般国道122号と県道中宮祠足尾線との交点を起点とし、同所から同県道を北西に進みわたらせ溪谷鉄道との交点に至り、同所から同鉄道を北進し同県道との交点に至り、同所から同県道を北進し市道上間藤6号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み同市足尾町上間藤4-6において同所から同市道を直角に見通した線上を東進し平成31年樹立鬼怒川森林計画区日光市足尾地区11林班ア準林班6林小班と同10林小班の境界線に至り、同所から同境界線を北東に進み同11林班ア準林班8林小班と同10林小班、同9林小班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み同11林班と同12林班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同12林班ア準林班27林小班と同28林小班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南南東に進み神子内川との交点に至り、同所から同河川右岸を南進し一般国道122号との交点に至り、同所から同一般国道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 46ヘクタール</p>	<p>令和3 (2021)年11 月1日から令 和13(2031) 年10月31日 まで</p>	<p>銃 器</p>
<p>日光市細尾町 特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>1 区域 日光市細尾町地内一般国道122号細尾交差点を起点とし、同所から同一般国道を南西に進み市道日32002号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 20ヘクタール</p>	<p>令和3 (2021)年11 月1日から令 和13(2031) 年10月31日 まで</p>	<p>銃 器</p>
<p>大田原・西那須野 特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>1 区域 那須塩原市二区町地内一般国道4号と市道たて道線との交点を起点とし、同所から同市道を南東に進み市道田島通り線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道二区町241号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み一般県道西那須野薄葉線との交点に至り、同所から市道あたご・二区町350号線に至る農道を南進し東北本線との交点に至り、同所から南に40メートル進み市道一区町・二区町346号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み一般国道461号との交点に至り、同所から市道一区町307号線を南東に進み同所からなんじゃもんじゃ通り線との交点に至り、同所から市道平沢一区町線を南西に進み那須塩原市と大田原市との行政界との交点に至り、同所から同行政界を北東に進み市道親園一区町線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道実取8号</p>	<p>令和3 (2021)年11 月1日から令 和13(2031) 年10月31日 まで</p>	<p>銃 器</p>

	<p>線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道実取9号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道親園一区町との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道実取11号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進みさらに南西に進み市道親園一区町線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道実取薄葉線との交点に至り、同所から同市道を西進しライスライン親園線との交点に至り、同所から同ライスラインを北西に進み市道平沢一区町線との交点に至り、同所から同市道を南進し一般県道滝沢野崎停車場線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み市道薄葉50号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み一般国道461号との交点に至り、同所から同一般国道を南西に進み一般国道4号との交点に至り、同所から同国道を北進し一般県道関谷上石上線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み大田原市と那須塩原市との行政界との交点に至り、同所から同行政界を東進しさらに南東に進み一般国道4号との交点に至り、同所から同一般国道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 1,501ヘクタール</p>		
<p>鍋掛・寒井 特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>1 区域 大田原市寒井地内一般国道294号と主要地方道黒磯黒羽線との交点を起点とし、同所から同一般国道を南進し大田原市寒井地内の通称三滝において那珂川至る沢との交点に至り、同所から同沢を東進し那珂川右岸に至り、同所から同河川右岸を南進し上堂川との合流点に至り、同所から同河川左岸を北西に進み一般国道294号との交点に至り、同所から同一般国道を北進し大田原市道黒磯線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道向町松木沢線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道上坪砂ノ目線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道上ノ台上坪線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道御山線との交点に至り、同所から同市道を北進し大田原市松木沢と羽田との境に至り、同所から同境を北進し同市寒井と羽田との境に至り、同所から同境を北東に進みさらに北西に進み一般県道中田原寒井線との交点に至り、同所から同県道を東進し市道黒磯線との交点に至り、同所から同市道を北西に進みさらに西進し市道渡辺野間線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道桶沢大田原線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み大田原市と那須塩原市の行政界との交点に至り、同所から同市道を南進し市道実取9号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道親園一区町との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道実取11号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進みさらに南西に進み市道親園一区町線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道実取薄葉線との交点に至り、同所から同市道を西進しライスライン親園線との交点に至り、同所から同ライスラインを北西に進み市道平沢一区町線との交点に至り、同所から同市道を南進し一般県道滝沢野崎停車場線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み市道薄葉50号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み一般国道461号との交点に至り、同所から同一般国道を南西に進み一般国道4号との交点に至り、同所から同国道を北進し一般県道関谷上石上線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み大田原市と那須塩原市との行政界との交点に至り、同所から同行政界を東進しさらに南東に進み一般国道4号との交点に至り、同所から同一般国道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>令和3 (2021)年11 月1日から令 和13(2031) 年10月31日ま で</p>	<p>銃 器</p>

	<p>至り、同所から同行政界を500メートル西進し車道との交点に至り、同所から同車道を470メートル北進し主要地方道大田原・芦野線との交点に至る車道との交点に至り、同所から同車道を北西に進み主要地方道大田原・芦野線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み市道渡辺野間線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道上厚崎長久保線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道豊浦新堀線との交点に至り、同所から同市道を500メートル北進し主要地方道路黒磯・黒羽線に至る車道との交点に至り、同所から同車道を北東に進み主要地方道黒磯・黒羽線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み市道鍋掛横3号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道鍋掛7号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道鍋掛縦2号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道鍋掛縦2号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み主要地方道大田原・芦野線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み市道矢組桶沢千との交点に至り、同所から同市道を南東に進み主要地方道黒磯・黒羽線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 1,110ヘクタール</p>		
<p>笹沼 特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>1 区域 那須塩原市笹沼地内市道北和田横林線と市道上中野笹沼線との交点を起点とし、同所から市道上中野笹沼線を南東に進み那須塩原市西遅沢と笹沼との境に至る農道との交点に至り、同所から同農道を南西に進み同境との交点に至り、同所から同境を西進し蛇尾川河川区域左岸に至り、同所から同河川区域左岸を北西に進み市道北和田横林線との交点に至り、同所から同市道を東進し起点に至る線で囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 106ヘクタール</p>	<p>令和3 (2021)年11 月1日から令 和13(2031) 年10月31日 まで</p>	<p>銃器</p>
<p>須佐木 特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>1 区域 大田原市須佐木地内一般県道南方須佐木線と主要地方道路大子黒羽線との交点を起点として、同所から一般県道南方・須佐木線を北東に進み那珂川森林計画区大田原市須賀川地区37林班界との交点に至り、同所から同林班界を南東に進み同73林班との林班界に至り、同所から同林班界を南進しさらに南西に進み同75林班との林班界に至り、同所から同林班界を西進し武茂川との交点に至り、同所から同河川左岸を北東に進み主要地方道大子・黒羽線との交点に至り、同所から同県道を西</p>	<p>令和3 (2021)年11 月1日から令 和13(2031) 年10月31日 まで</p>	<p>銃器</p>

	進し起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 20ヘクタール		
北金丸 特定猟具 使用禁止区域	1 区域 大田原市北金丸地内市道旧東野鉄道線と市道北金丸4号線との交点を起点とし、同所から市道北金丸4号線を南西に進み市道大学北線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道北金丸3号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道北金丸2号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み、さらに南西に進み一般国道461号との交点に至り、同所から同一般国道を西進し水路左岸との交点に至り、同所から同水路左岸を北西に進み市道旧東野鉄道線との交点に至り、同所から同市道を東進しさらに南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 74ヘクタール	令和3 (2021)年11 月1日から令 和13(2031) 年10月31日ま で	銃 器
志鳥金草 特定猟具 使用禁止区域	1 区域 那須烏山市志鳥地内市道下川井柏崎線と岩川との交点を起点とし、同所から同市道を西進し市道志鳥金草線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み那須烏山市志鳥字金草419番地において山道との交点に至り、同所から同山道を北進し那須烏山市志鳥字金草2471番地6において農道との交点に至り、同所から同農道を東進し那須烏山市志鳥字久保山2923番地において市道志鳥4号線に至る農道との交点に至り、同所から同農道を北進し市道志鳥4号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道志鳥岩川線との交点に至り、同所から同市道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 74ヘクタール	令和3 (2021)年11 月1日から令 和13(2031) 年10月31日ま で	銃 器
栃木吹上・ 都賀西部 特定猟具 使用禁止区域	1 区域 栃木市吹上町地内市道1024号線と県道栃木・粕尾線との交点を起点とし、同所から同県道を北西に進み市道14111号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み新千塚橋右岸堤防沿いの農作業用道路との交点に至り、同所から同農作業用道路を北に進みT字路に至り、同所から同T字路を北西に進み永野川右岸河川敷に至り、同所から同河川敷を北西に進み一般国道293号との交点に至り、同所から同一般国道を北東に進み旧栃木市と旧都賀町の旧行政界との交点に至り、同所から同旧行政界を南東に進みプレステージカントリークラブとの境界に至り、同所から同境界を東進し市	令和3 (2021)年11 月1日から令 和13(2031) 年10月31日ま で	銃 器

道41126号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道41115号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道41124号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道41128号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道2019号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道41136号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道2020号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道41127号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道41148号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道41153号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道41150号線との交点に至り、同所から同市道を西進しさらに南進し市道41156号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道41161号線との交点に至り、同所から同市道を西進しさらに南進し市道1018号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道41160号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道41162号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道41159号線との交点に至り、同所から同市道を南進し赤津川との交点である「欠の上橋」に至り、同所から同河川右岸道を南進し旧都賀町と旧栃木市の旧行政界との交点に至り、同所から同旧行政界を西進し栃木ヶ丘ゴルフ倶楽部との境界に至り、同所から同境界を南西に進みさらに同ゴルフ倶楽部へ通ずる道を南進し市道1024号線との交点に至り、同所から同市道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域のうち梓の森鳥獣保護区の区域を除いた区域

2 面積
769ヘクタール

(自然環境課)

栃木県告示第546号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和3（2021）年10月29日から同年11月29日まで一般の縦覧に供する。

令和3（2021）年10月29日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 県道

路線名 一般県道 山形寺岡線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
175	前	佐野市赤見町字山崎1463から 足利市稲岡町字神尾部828まで	8.0～14.8	872.3	

	後	佐野市赤見町字山崎1463から 足利市稲岡町字神尾部828まで	11.1～18.3	872.3	
--	---	------------------------------------	-----------	-------	--

II

道路の種類 県道

路線名 一般県道 草久栗野線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
246	前	鹿沼市入栗野字立野1863-1から 鹿沼市入栗野字橋本771-1まで	12.6～14.5	81.7	
	後	鹿沼市入栗野字立野1863-1から 鹿沼市入栗野字橋本771-1まで	14.5～25.6	81.7	

III

道路の種類 県道

路線名 一般県道 草久栗野線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
246	前	鹿沼市入栗野字橋本760-1から 鹿沼市入栗野字橋本744-1まで	17.3～22.4	61.7	
	後	鹿沼市入栗野字橋本760-1から 鹿沼市入栗野字橋本744-1まで	19.9～27.1	61.7	

IV

道路の種類 県道

路線名 一般県道 草久栗野線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
246	前	鹿沼市入栗野字大出1414-1から 鹿沼市入栗野字大出1414-7まで	19.4～34.6	47.2	
	後	鹿沼市入栗野字大出1414-1から 鹿沼市入栗野字大出1414-7まで	20.3～35.1	47.2	

V

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 小山環状線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
269	前	小山市大字黒本字宮前127-1から 小山市大字黒本字伊勢役31まで	10.3～19.9	156.5	
	後	小山市大字黒本字宮前127-1から 小山市大字黒本字伊勢役31まで	10.3～19.9	156.5	

VI

道路の種類 県道

路線名 一般県道 県民の森矢板線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
272	前	矢板市長井字森山1328-3 から 矢板市長井字森山内948まで	6.7 ~ 14.7	428.0	
	後	矢板市長井字森山1328-3 から 矢板市長井字森山内948まで	10.2 ~ 29.4	428.0	

栃木県告示第547号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和3(2021)年10月29日から同年11月29日まで一般の縦覧に供する。

令和3(2021)年10月29日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
269	一般国道293号	那須烏山市上川井907から 那須烏山市上川井891-3まで	令和3(2021)年 11月1日
	主要地方道 小山環状線	小山市大字黒本字宮前127-1から 小山市大字黒本字伊勢役31まで	令和3(2021)年 10月29日

(道路保全課)